

独立行政法人大学入試センターの評価等に関する
有識者会議の設置について

平成29年7月7日
高等教育局長決定

1 趣旨

本会議は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）に基づき、文部科学省が所管する独立行政法人大学入試センターの評価等に関する助言を得、その知見の活用を図るため、設置するものである。

2 検討事項

- (1) 中期目標の策定及び変更に関する助言
- (2) 中期計画及び中期計画の変更についての認可に関する助言
- (3) 中期計画の変更の命令に関する助言
- (4) 年度評価、見込評価及び期間実績評価に関する助言
- (5) 評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置に関する助言
- (6) 中期目標期間終了時の所要の措置についての意見に関する助言
- (7) その他の評価等に関する助言

3 実施方法

有識者会議は、別紙に掲げる有識者をもって構成し、2に掲げる事項について検討を行う。

なお、必要に応じ、有識者以外の者の協力を得ることができる。

4 実施期間

平成29年7月7日から平成31年4月30日とする。

5 その他

有識者会議の庶務は、大臣官房政策課評価室の協力を得て、大学振興課（所管課）において行う。

独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会議
有識者一覧

小 林	雅 之	東京大学大学総合教育研究センター教授
杉 谷	祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
杉 山	剛 士	埼玉県立久喜高等学校教頭（拠点校参与）
若 林	和 子	みなと公認会計士事務所代表

（五十音順、敬称略）

独立行政法人大学入試センターの評価等に関する
有識者会議の公開について

平成29年7月7日
高等教育局長決定

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会議
(以下「有識者会議」という。)の公開の手續、その他有識者会議
の公開に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 有識者会議の会議は、原則として公開して行う。ただし、独
立行政法人の業務の実績に関する評価その他議事の円滑な実施に影
響が生じるものとして、有識者会議において非公開とすることが適
当であると認める案件については、この限りでない。

(会議の傍聴)

第3条 有識者会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、大学振興
課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、大学
振興課が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し又は会議を撮
影し、録画し若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる
行為をしてはならない。

(会議資料の公表)

第4条 会議において配布した資料は、原則としてこれを公表する。
ただし、会議を非公開とすることとされた案件に係るものについて
は、大学振興課が会議に諮った上で、当該資料を非公表とすること
ができる。

(議事要旨等の公表)

第5条 有識者会議の議事要旨等を作成し、これを公表する。